

町有財産売買契約書（案）

売払人 揖斐川町（以下「甲」という。）と買受人 ●●●●（以下「乙」という。）とは、令和 8 年 10 月 7 日付け揖斐川町告示第 90 号の公告に基づき、次の条項により町有財産の売買契約を締結する。

（売買物品）

第 1 条 売買物品は、次のとおりとする。

■売却財産物第●号 ●●● 1 台

車種等	装着 タヤ	付属 タヤ	初度登録（検査） 車番	車検 有効期限	走行距離

（売買代金）

第 2 条 売買代金は、金 円（消費税 円を含む。）とする。

（代金の支払い）

第 3 条 乙は、売買契約代金を、甲が発行する納入通知書により売買契約締結の日から 1 5 日以内に一括して甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第 4 条 売買物品の所有権は、乙が売買代金を全額納付したときに乙に移転する。

（売買物品の引渡し）

第 5 条 甲は、前条の規定により売買物品の所有権が乙に移転した後、直ちに売買物品を乙に引渡し、乙は直ちに当該物品の受領書を甲に提出するものとする。

（売買物品の取り扱い）

第 6 条 売買物品は現状渡しとし、故障及び瑕疵について当町は一切責任を負わないものとする。

- 引渡し後、乙は、名義変更、ナンバー変更(又は抹消登録)を行うこと。なお、変更をしたことがわかる書類を提出すること。
- 乙は、車両の文字は全て削除すること。文字がシールの場合は剥がし、ペイント等の場合は文字を削ること。文字の上からテープを張るのは不可とする。
- 乙は、当車両の赤色灯、サイレンアンプ、消防章及び隊別標識（黄色の標識灯）をすべて取り外すこと。また、取り外したサイレン装置等は適切に処分すること。
- 乙は、前項の手続き、作業等を、引渡し後速やかに行うこと。なお、引き取りは令和 8 年 1 1 月 4 日までに必ず行うこと。
- 乙は、サイレン装置等の取り外し及び車両の文字削除を行った証明として、車両の前後、左右、上方及びキャブ内のサイレンアンプを取り去った部分の撮影をして 3 0 日以内に提出すること。
- 売買契約、名義変更、ナンバー変更(又は抹消登録)、町名等文字の消し込み、引取・搬送等に係る全て

の手続き、作業、費用は乙の負担とする。

8 必要としない部材等があった場合、乙の責任及び負担において法令に則り処分すること。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が本契約の定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(返還金等)

第8条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物品に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第9条 乙は、甲が第7条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物品を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物品を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物品が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合は、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物品を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物品の所有権移転の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第10条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第11条 甲は、第8条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第12条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(リサイクル預託金)

第13条 乙は、リサイクル預託金_____円を甲に支払う。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第14条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第15条 本契約に関する訴えの管轄は、揖斐川町所在地を管轄区域とする岐阜地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 売出人 揖斐川町
岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪133番地

揖斐川町長 岡 部 栄 一

乙 買受人